

1 鹿児島海区
(2) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁場番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条 件		関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別					いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度		
鹿 特区 魚 第5号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日 4月1日 から12月31日	出水郡長島町獅子島赤瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 54″ E 130° 12′ 49″ 点イ N 32° 14′ 53″ E 130° 12′ 43″ 点ウ N 32° 15′ 01″ E 130° 12′ 41″ 点エ N 32° 15′ 01″ E 130° 12′ 38″ 点オ N 32° 15′ 14″ E 130° 12′ 43″ 点カ N 32° 15′ 12″ E 130° 12′ 34″	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	47台	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							
鹿 特区 魚 第6号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日 4月1日 から12月31日	出水郡長島町獅子島鶴瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15′ 39″ E 130° 12′ 36″ 点イ N 32° 15′ 39″ E 130° 12′ 30″ 点ウ N 32° 15′ 45″ E 130° 12′ 30″ 点エ N 32° 15′ 45″ E 130° 12′ 36″	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	49台	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							
鹿 特区 魚 第7号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日 4月1日 から12月31日	出水郡長島町獅子島片側南長瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15′ 53″ E 130° 12′ 35″ 点イ N 32° 15′ 52″ E 130° 12′ 29″ 点ウ N 32° 15′ 59″ E 130° 12′ 29″ 点エ N 32° 15′ 59″ E 130° 12′ 35″	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	33台	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							
	団体漁業権							

漁 場 番 号	漁 業 の 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の 別					いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度		
鹿 特 区 魚 第105号 (新設)	第 1 種 区画漁業	魚類（くろ まぐろを 除く）小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日	肝属郡南 大隅町根 占駄竹地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 58″ E 130° 44′ 30″ 点イ N 31° 13′ 00″ E 130° 44′ 10″ 点ウ N 31° 12′ 55″ E 130° 44′ 09″ 点エ N 31° 12′ 53″ E 130° 44′ 29″	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特魚 第95 号と合 わせて 20台	肝属郡 南大隅 町根占 川北、 占川 南、根 占山 本、根 占辺田 及び根 占横別 府
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第106号 (新設)	第 1 種 区画漁業	魚類（くろ まぐろを 除く）小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 56″ E 130° 44′ 58″ 点イ N 31° 12′ 58″ E 130° 44′ 38″ 点ウ N 31° 12′ 41″ E 130° 44′ 36″ 点エ N 31° 12′ 39″ E 130° 44′ 56″	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第9 6号及 び鹿特 区魚第 97号 と合わ せて1 08台	肝属郡 南大隅 町根占 川北、 占川 南、根 占山 本、根 占辺田 及び根 占横別 府
	団体漁業権							

漁場番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						
鹿特み第1号 (新設)	第1種区画漁業	みりん養殖業	11月1日から翌年6月30日	出水郡長島町獅子島立石地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16′ 16″ E 130° 14′ 57″ 点イ N 32° 16′ 18″ E 130° 15′ 03″ 点ウ N 32° 16′ 18″ E 130° 15′ 10″ 点エ N 32° 16′ 15″ E 130° 15′ 09″ 点オ N 32° 16′ 16″ E 130° 15′ 05″ 点カ N 32° 16′ 14″ E 130° 14′ 60″	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						